

第9回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

日 時	令和2年9月3日(木) 9:00~11:38
場 所	仙台市役所表小路仮庁舎1階復興業務作業室
出席者	選定委員: 7名 事務局: 経済局産業政策部企業立地課
内 容	1. 開会 2. 議事 (1) 審議事項 ①蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について 3. 事務連絡 4. 閉会

要旨

1. 委員会の開催について
委員7名中7名の出席により、委員会開催の定足数を満たすことを確認した。
2. 応募事業者との接触状況の確認について
事務局より、応募事業者と推定される事業者との事前の接触状況について確認を行い、全委員から接触していないとの回答を得た。
3. 委員会の公開・非公開等について
事務局より、第1回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第7条第3項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することを説明した。
4. 議事録署名委員の選任について
委員1名を議事録署名委員として選任した。
5. 守秘義務について
事務局より、選定委員会での審査内容等について、守秘義務が生じることを説明した。
6. 審査手順について
事務局より、事業提案の審査手順について説明した。
具体的には、各事業提案について、事務局が概要の説明を行い、出席委員が各自の知見に基づき意見交換を行った後に募集要項に定める評価基準に基づいて審査及び採点を行うことを説明した。
7. 事業提案に関する意見交換
審査手順に従って、S-15・S-23・S-32・S-26画地に応募のあった4件の事業提案について意見交換を行い、その概要は次のとおり。
 - (1) 受付番号3 (S-15)
 - 対象画地周辺の事業者の業種や立地状況等について質問があり、事務局から回答を行った。
 - 次の項目についてコメントがあった。
 - ・事業所新設に係る資金計画について評価する。
 - ・加工で出た金属片を回収しリサイクル処理することについて適切に行っていただきたい。
 - (2) 受付番号7-1 (S-23)、7-2 (S-32)
 - 他の地域での事業実施による周囲への影響について質問があり、事務局より回答を行った。
 - 環境配慮に関して、次の意見があった。
 - ・台風、大雨、冬場の強い西風等により、排水や粉じんなどにより蒲生干潟に影響が出る可能性がある。
 - ・蒲生干潟に近い場所で事業をやるのであれば、事業提案書に記載されている内容では環境への配慮が不足しており、環境局が提示するような対策をとる必要がある。
 - ・蒲生北部への影響を考えると作業時の「騒音」への対策も必要である。
 - ・事業提案書内で環境局からの指摘(排水や粉じん対策等)に対する対策を社内で協議し報

告するという内容の記載があるが、現時点で報告はないため、対策の補足資料を提出していただきたい。

- ・現時点では「環境への配慮」に対する対策が不足しており、審査ができない状況であり、選定とも非選定とも言えない。

(3) 受付番号4 (S-26)

○輸出入などの事業拡大について質問があり、事務局より回答を行った。

8. 事業提案の評価について

各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。

9. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定等について

(1) 受付番号3、4

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。

この結果、次のとおり事業候補者として選定とした。

受付番号3	事業候補者として選定
-------	------------

受付番号4	事業候補者として選定
-------	------------

(2) 受付番号7-1、7-2

「環境への配慮」において、配慮すべき環境項目に対する対応策が不明確であることから、評価することができないため、事業提案の審査については、事業者より補足資料の提出を受け、再審査とすることとした。

また、これを審査結果として、総合評価点とともに、蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、委員長から仙台市長へ報告することを決定した。

上記のとおり第9回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会の議事に相違ないことを証するため、ここに議事録署名委員が署名する。